

日本で暮らすための生活ルール

～先輩の話を聞いてみよう～

生活に関する 基本ルール

1. ゴミ出し
2. 騒音への気配り
3. 20歳未満の喫煙禁止
／飲酒禁止
4. 自転車に乗るときのルール
5. その他

手続きが必要なこと

1. 引っ越し時の手続き
2. 国民健康保険
3. 国民年金
4. 在留資格
5. 資格外活動許可

ゴミ出し

- ◆分別する
- ◆決まっている袋に入れて捨てる
- ◆決められた曜日と時間帯に捨てる
- ◆粗大ゴミや家電は有料



騒音への気配り

- ◆夜間や早朝は特に気を付ける
- ◆マンションやアパートでは騒音問題が多い
- ◆大音量の音楽やテレビの音量は調整する
- ◆集合住宅では足音や物音を避ける



20才未満の喫煙禁止／飲酒禁止

- ◆ たばこ、お酒は20歳になってから
- ◆ 購入、所持も20歳まではダメ



自転車の乗るときのルール

- ◆ 自転車も「車両」
- ◆ 車道を走り、左側通行
- ◆ 歩道を走る場合は、歩行者優先
- ◆ 自転車には前後にライト、反射器材をつける
- ◆ ヘルメットをかぶり、安全な速度で走行
- ◆ 飲酒運転はダメ



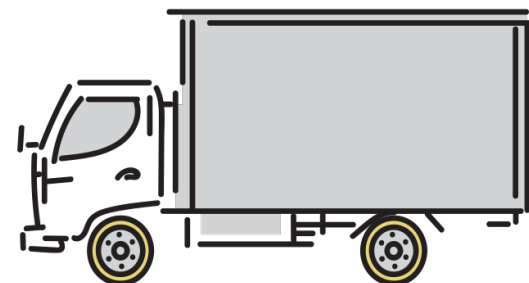
その他

- ◆バーベキューをしてもよい場所であることを確認する
- ◆大きな音や声を出さない、ゴミを持ち帰るなど、地域のルールを守る



引っ越す時の手続き

- ◆ 住む場所を決めたら役所に届ける
- ◆ 引っ越しするときは、住民票がある役所に「転出届」を出す
 - ⇒ 新しく住むところの役所に「転入届」を出す
- ◆ 役所で住民税、国民健康保険の手続きも行う



国民健康保険

- ◆日本に住んでいる全ての人に提供される公的なもの
- ◆医療費が一部保障される
- ◆病院や診療所で医療サービスが受けられる
- ◆加入手続きは市区町村の役所で行う
- ◆保険料は所得に応じて徴収される



国民年金

- ◆日本に住んでいる20歳以上の人には加入しなければならない
- ◆所得や年齢などの条件で免除される場合もある
- ◆就労の場合は自動的に加入される
- ◆自営業者、無職の場合は役所で手続きが必要

在留資格

- ◆日本で働く、学ぶ、家族と一緒に滞在するために必要な資格
- ◆在留資格を維持するためには、在留期間が終了する前に手続きが必要
- ◆在留目的や状況が変わった場合は、手続きが必要かどうか必ず確認する
- ◆手続き、確認は入国管理局で行う

資格外活動許可

- ◆在留資格を持つ外国人が、追加の活動を行う場合に必要なもの
- ◆アルバイトをする場合には必ず許可を取り、認められた範囲内で行う



【お役立ち】

- 多言語医療問診票

<https://kifjp.org/medical/>

- 多言語支援センターかながわ

<https://kifjp.org/kmlc/>

- 生活・就労ガイドブック(出入国在留管理庁)

https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html



公益財団法人

かながわ国際交流財団

KANAGAWA INTERNATIONAL FOUNDATION

